

議録(第百十九條 第百二十二條)
議又は調整を行うための場(第百二十三條)
員の派遣(第百二十四條)
則(第百二十五條)

第五條中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第八條中「すべて終つた」を「全て終つた」に改める。

第十條中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第十五條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(議事日程の作成及び配布)」を
付し、同条第一項中「かえる」を「代える」に改める。

第十六條に見出しとして「(議事日程のない会議の通知)」を付する。

第十七條中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第十八條第一項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第二項中「終らない」を
「終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第十九條及び第二十條中「行なう」を「行う」に改める。

第二十二條中「行なう」を「行う」に、「立ち合わせ」を「立ち合わせ」に改める。

第二十三條中「行なう」を「行う」に改める。

第二十四條第一項中「終つた」を「終わった」に改める。

第二十五條第二項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第二十七條中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第二十八條中「あわせて」を「併せて」に改める。

第三十二條及び第三十五條中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第四十條第二項中「手続きを行なつた」を「手続を行つた」に、「終つた」を「終わ
つた」に改め、同条第三項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第四十一條中「第百十五條の二」を「第百十五條の三」に改める。

第四十二條中「終つた」を「終わった」に改める。

第四十五條第二項中「終る」を「終わる」に改め、同条第三項中「終らなかつた」を
「終わらなかつた」に改める。

第四十六條第一項中「終らない」を「終わらない」に改め、同条第二項中「規定によ
る」を削る。

第四十九條中「すべて」を「全て」に改める。

第五十條第一項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わった」に改め、同条

第四項中「當つて」を「当たつて」に改める。

第五十一條中「終つた」を「終わった」に、「終る」を「終わる」に改める。

第五十二條第一項中「終らない」を「終わらない」に、「第五十五條の規定による」
を「第五十五條第一項の」に改める。

第五十三條第一項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第五十四條中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第五十七條中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第六十條第一項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第二項中「終らない」を
「終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第六十七條及び第六十八條中「聞く」を「聴く」に改める。

第七十二條第二項中「の規定による」を「に規定する」に、「終る」を「終わる」に
改める。

第七十六條中「終つた」を「終わった」に改める。

第八十條及び第八十三條中「ころう」を「採らう」に改める。

第八十四條第一項中「はかつて」を「諮つて」に、「とる」を「採る」に改め、同条
第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第八十五條及び第八十六條中「行なう」を「行う」に改める。

第八十七條中「はかる」を「諮る」に、「第八十四條の規定による」を「第八十四條
第一項に規定する」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八十八條中「行なう」を「行う」に改める。

第九十條第一項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第二項中「とる」
を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第三項中
「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第九十九條中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第百二十五條とする。

第十六章を第十七章とする。

第十五章中第百十八條を第百二十四條とし、同章を第十六章とする。

第十四章中第百十七條を第百二十三條とし、同章を第十五章とする。

第百十六條に見出しとして「(会議録に掲載しない事項等)」を付し、第十三章中同条
を第百二十二條とする。

第百十五條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(会議録の配布)」を付し、同
条を第百二十一條とする。

第百十四条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第百二十条とする。

第百十三条を第百十九条とする。

第十三章を第十四章とする。

第十二章中第百十二条を第百十八条とし、第百十一条を第百十七条とする。

第百十条中「こえる」を「超える」に改め、同条を第百十六条とする。

第百九条中「同法同条同項第二号」を「同項第二号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第百十五条とする。

第百八条を第百十四条とする。

第百七条中「すみやか」を「速やか」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第百十三条とする。

第百六条第二項中「第百一条第二項」を「第百七条第二項」に、「かかる」を「係る」に改め、同条を第百十二条とする。

第十二章を第十三章とする。

第百五条中「はかつて」を「諮つて」に改め、第十一章中同条を第百十一条とする。

第百四条を第百十条とし、第百三条を第百九条とし、第百二条を第百八条とする。

第十一章を第十二章とする。

第十章中第百一条を第百七条とし、第百条を第百六条とし、同章を第十一章とする。

第九章中第百九条を第百五条とし、第九十八条を第百四条とする。

第九十七条第一項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第百三条とする。

第九章を第十章とする。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第九十七条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示しなければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第九十八条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第九十九条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の

中から、議長が議会運営委員会に諮つて定め、本人にその旨を通知する。
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第百条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の規定による発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第百一条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(参考人)

第百二条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前二条の規定を準用する。

別表中「第百七条」を「第百二十三条」に改める。

別記第十四号様式中「ふと」を「勢と」に、「濶98濶」を「濶102濶」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年十二月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社